

公益財団法人福井県スポーツ協会 資産運用規程

(目的)

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条に規定する基本財産及び基本財産以外の財産（以下「資産」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、その運用方針、運用手続き等について必要な事項を定める。

(適用される資産)

第2条 この規程が適用される資産は、本会の保有する資産のうち不動産並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により資産保有形態が指定されている資産を除く本会の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

(資産運用の責任者)

第3条 資産運用の責任者は、理事長とする。

2 資産運用の執行を行う責任者（以下「資産運用執行責任者」という。）は、専務理事とする。

3 資産運用執行責任者は、資産運用の執行補助者として事務局長を資産運用担当者に任命することができる。

4 資産運用執行責任者及び資産運用担当者は、善良なる管理者の注意をもって資産の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第4条 基本財産については、資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めなければならない。

(その他の資産の運用基本方針)

第5条 その他の資産については、目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(資産運用の対象)

第6条 前条に規定する資産の運用対象は、次のとおりとする。ただし、償還時に元本が確保されるものでなければならない。

- (1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)
- (2) 国債、地方債、政府保証債
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券(財投機関債、金融債等)
- (4) 事業債(一般担保付社債、普通社債、劣後特約付社債等)

(債券等の信用格付け)

第7条 前条の債券等の運用にあたっては、金融庁の信用格付業者登録機関による格付けを採用する。

2 前条の債券等は、前項に定める格付機関がA以上と格付けしているものとする。

(資産の運用手続き)

第8条 資産運用執行責任者及び資産運用担当者は、資産運用に資するための市況の動向等について情報の収集及び調査に努め、効果的な資産の運用業務を遂行するものとする。

2 資産運用執行責任者は、資産運用を変更するときには事前に理事会の承認を得なければならない。

(理事会への資産運用状況の報告)

第9条 資産運用執行責任者は、毎年度事業報告・収支決算を報告する理事会において、資産の運用状況について報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和2年11月5日から施行する。

2 この規程の施行の際に、すでに運用されている資産については、この基準に適合するよう運用するものとする。

3 この規程は、令和4年5月27日から施行する。